

自治研 とやま

No.125
2023.7



講演

しあわせをかなえるツールとしての憲法

富山大学学術研究部教育研究推進系准教授 吉井 千周
自治研センター しあわせ追求部会副部長

自治体報告

おやべ型1%まちづくり事業について

小矢部市定住支援課

部会紹介

しあわせ追求部会

自治研センター しあわせ追求部会副部長 吉井 千周

再生可能エネルギー

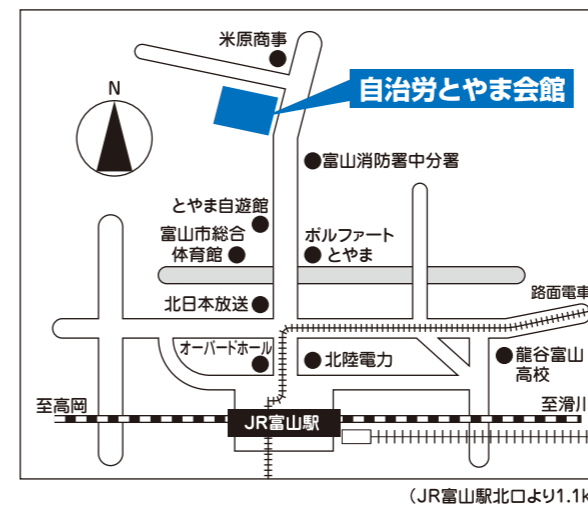
プロジェクト委員会の活動の報告と紹介

報告

県内農産物直売所調査の報告会を開催

自治研センター 農林部会

公益社団法人 富山県地方自治研究センター



会議室のご案内

●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 75人	学校式
●302号室	定員 72人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 26人	口の字
●305号室	定員 22人	口の字
●306号室	定員 30人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

交通のご案内

徒歩 / JR富山駅北口より15分
地鉄バス / 興人団地行き双葉町下車
駐車場 / 80台収容(無料)

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号

TEL(076)441-2200(代)

FAX(076)441-1155(代)

<http://jt-kaikan.org/>



再生可能エネルギーの推進で 安全で持続的な社会へ

〈視点〉



公益社団法人富山地方自治研究センター理事
富山県議会議員
岡崎 信也

先だって、とやま市民エネルギー協議会の定期総会が開催された。そして、所有する3基の太陽光発電所は順調に発電を積み重ね、2017年からの5年半の累積発電量は208万2,000kWhとなり、単年度換算で69.4世帯分の年間消費電力を賄っていると報告された。また、総会後に行われた富山国際大学の土坂教授の講演では、自らが設計にかかわり稼働している庄川水系の小瀬谷小水力発電所（出力160kW）を例に小水力発電の可能性が示された。山間地域に発電所があることで発電電力を利用した産業にも期待が膨らむ。当然そこには雇用が生まれ、持続的な地域が作られる。これは、大規模電源に頼り大掛かりな開発を行ってきた日本の歴史を大転換するものである。そして、分散型の電源の配置は災害時においても広範囲に電源を喪失することがなく、地震や集中豪雨など災害が後を絶たない日本にとっても今後のエネルギー供給と社会の在り方を投げかけているのではないか。

設が6月4日に完成した。5月下旬に海岸に行き視察したが大掛かりな建設工事に関心を呼び多数の人が訪れていた。（※この工事については町役場のホームページに掲載されているので、関心のある方は見ていただきたい。）1基3,000kWの風力発電所が3基設置された。視察したときには、すでに2基が完成しており幸いにして3基目の工事が行われている現場を見ることができた。

県内に風力の適地はないとされてきたが、海上風力発電に民間企業は可能性を見出した。建設に至るまでは様々な調整が必要だったと考えるが、うまく軌道に乗ることを願うものである。5月31日参議院本会議において老朽化した原発の稼働延長法案が可決成立した。しかし、原発に頼らずとも再生可能エネルギー開発を推進すればエネルギーの高騰に右往左往することはないのである。世界は半永久的なエネルギー源として核融合（人工太陽）を視野に入れるまでになった。日本も乗り遅れないように安全な新たな電源を求めて開発を進めて欲しいものだ。

再生可能エネルギー開発は太陽光、水力に留まらない。入善沖にはSEFP船（自己昇降式作業台船）により、3基の着床式の風力発電施設

視点

再生可能エネルギーの推進で安全で持続的な社会へ

公益社団法人富山地方自治研究センター理事
富山県議会議員

岡崎 信也

2

講演

しあわせをかなえるツールとしての憲法

富山大学学術研究部教育研究推進系准教授
自治研センター しあわせ追求部会副部長

吉井 千周

4

自治体報告

おやべ型1%まちづくり事業について

小矢部市定住支援課

14

部会紹介

しあわせ追求部会

自治研センター しあわせ追求部会副部長 吉井 千周

18

再生可能エネルギープロジェクト委員会の 活動の報告と紹介

20

報告

県内農産物直売所調査の報告会を開催

自治研センター 農林部会

22

自治研とやま第125号 目次

しあわせをかなえるツールとしての憲法



富山大学学術研究部
教育研究推進系准教授
自治研センター
しあわせ追求部会副部長
吉井 千周さん

憲法を考える 三つの視点

自治研センターで「しあわせ追求部会」の副部長を拝命している吉井です。昨年二〇二三年の十月に富山大学に赴任しました。富山にはイタイタイ病や全国的に話題になった富山市議会・富山県議会の政務活動費不正受給事件など、地域での生活、すなわち自治について考えるテーマがたくさんあります。こういった富山の問題を皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。私は法社会学という学問を

専攻しています。多くの方々は聞き慣れない名前の学問だと思えます。簡単に言うと法制度が高度に整備されている現代社会において、それでも法律を使うことのできない人々について研究しています。これまでに主に扱ってきたのは、日本の原発立地地点の住民の権利問題、タイの山岳少数民族です。近年は特に日本人のルーツとされているモン族と呼ばれる人たちの権利問題を中心に研究しています。本日は憲法に関する講演なのですが、なぜ少数民族の研究者が講師となるのか疑問に思う方もいらっ

しゃるかもしれません。ですが、海外の少数民族研究の立場から憲法を語るということに本日の講演の意味があると思っています。さて、こういう講演会の際に、私は必ず三つの問いを参加者の皆さんに尋ねています。まず一つ目の問いは「憲法って大切ですか」という問いです。どの会場でも参加者の皆さん全員が「はい、もちろん大切ですよ」と手を挙げてくださいます。ですが「なぜ大切なのか」ということについて明確に答えることは実は難しいのです。次の問いは「憲法を全部読

んだことがありますか」という問いです。この問いに手を挙げられる方は極端に少ないです。日本国憲法は、他の国の憲法に比べれば分量が少なく、全文でわずか一〇三条しかないのですが、護憲派・改憲派共に通読された方は多くありません。加えて、憲法に関する専門家による基本書・解説書に至っては手に取ったことのない方がほとんどで、憲法の構成や内容を把握されないままテレビやインターネットの議論を基にして改憲の議論が進んでいることを大変憂慮しています。

最後の問いは「憲法を守っていますか」という問いです。会場にお見えの方で公務員の方は理解していると思うのですが、この問いになると大学生を含め、「自分が憲法を守っているかどうか分からない」という方がほとんどです。

なのか」という問いに対する答えは、第九十九条に「憲法の尊重擁護義務」として規定されています。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

こうした問いから見えるのは、憲法をめぐる日本の不思議な現状です。「憲法は大切。しかし、読んだこともありませんし、自分が守っているかどうか分からない」という状態で、改憲の議論が行われています。なぜ憲法は大切であり、そもそも憲法はどのような内容が書かれており、誰が守るべきなのでしょう。本日の講演はこの三つの問いから展開していきたいと思っています。

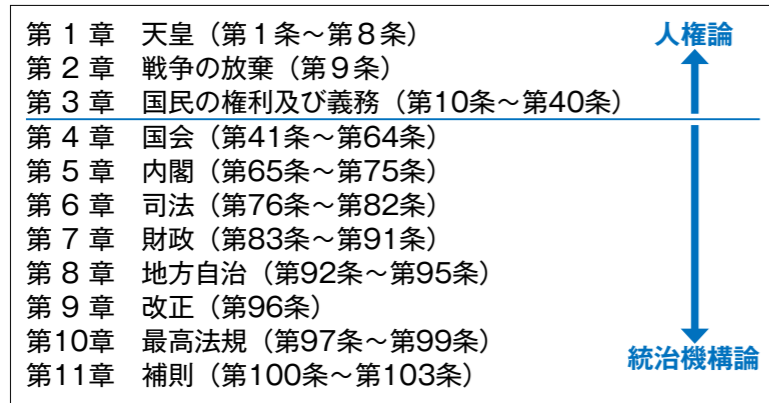
憲法を守るのは誰か

まず「憲法を守っていますか」という問いから考えてみましょう。「誰が憲法を守るべき

「憲法を守るのは誰か」ということを理解するためには、憲法（constitution）の成り立ちから考えるとわかりやすくなると思います。世



人権論部分と統治機構論部分の概念図



い」という感想を耳にします。しかし、契約書としての憲法を意識しながら憲法を読むと、憲法全体の章立てや、憲法全体の大きな流れがわかります。現在日本では義務教育の段階で、憲法の仕組み（三権分立や、立法・行政・司法の仕組み）を学びます。実際、高校受験でもこれらの知識はよ

界で初めての憲法は、もともとヨーロッパで発展しました。当時、憲法が登場する直前の中世から近世のヨーロッパは、たくさんのお国々が分裂して存在していました。そうした国では人々の居住エリアを取り囲むように美しい城壁が建てられています。その美しい町並みを皆さんも映画などでごらんになったかもしれません。この城壁はフランス語でブルグ(bourg)、ドイツ語でバーク(berg)と呼ばれているのですが、これは王侯貴族による市民階級に対する圧政に抗する形で人々が対抗した遺構なのです。日本でも織田信長の圧政に対して堺市の商人が堀を築いて対抗しました。自分の稼いだ財産を自分たちで使う、すなわち「自治」を行い始めた人々が壁を造ったのです。

く問われることから、生徒たちは国家の仕組みについて、例えば両議院の解散の可否・任期なども非常によく知っています。ですが憲法が最も重きを置いているのは、人権であり、それ以外のことはおまけで書かれているすぎません。実際に憲法を読みますと、国民の権利(人権)について書かれた第三章のみで第二〇条から第四〇条まで全体の約三割を費やしています。第四章以下は憲法学では「統治機構論」という言い方をします。憲法の冒頭で政府は国民に人権を保障し、その国民の人権を守るにあたり、第四章以下の立法・行政・司法といった国の組織を規定しているのです。

きつかけの一つが市民階級の困窮を無視した豪華絢爛なベルサイユ宮殿での国費の浪費にあったことを思い返しますと、この規定は重要です。また第九条が、第三章の前に置かれています。戦争を体験した日本人は、人権が戦時下でいかにないがしろにされてきたかをよく知っています。人権は平和な状態でなければ保障されないのです。だからこそ第九条は、たった一条しかないにもかかわらず第二章として第三章の前に挿入されているのです。このように憲法の存在意義を考えると、憲法の構造がこれまで以上に理解しやすくなります。

うな発言が散見されますが、皆さんの人権を守るために政府というものはあるのです。だからこそ憲法を守るのは私たちが国民ではなく、国なのです。

憲法はなぜ大切なのか

こうした憲法をさらに深く理解するためにぜひ確認していただきたいのが第九七条です。

第九七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

この第九七条は(実質的「最高法規性」と呼ばれる規定ですが、現代の日本語で書かれた文章のうち、最も美しい文

ワジー(bourgeoisie)と呼ぶようになりました。ところが、ブルグの中に住むことができるのは壁を構築できる財産がある経済的に豊かな人々のみです。そこで、ブルグの中に住むことのできない人々はシテ(citité)という土や木で作られた壁を作りました。このシテの中に居住する人々をフランス語でシトワイエン(citoyen)と呼ぶようになります。フランス革命でブルボン王朝を倒し、フランス初の憲法ともいえる人権宣言を作る原動力となった人々です。そして、このcititéとcitoyenが、英語の市(city)及び市民(citizen)という言葉のルーツとなります。

では革命を起こす、自律的な行動ができる(自治を行える)人々」という意味を持っています。

日本国憲法では「国民」という言葉を使いますが、少なくとも現行の日本国憲法では、憲法概念そのものがヨーロッパから輸入されたことを踏まえると、当然国民という言葉の中に、ヨーロッパで言うところのシチズン「市民」という概念が含まれているのです。

さて、フランス革命を経験したヨーロッパでは、市民を圧政によって支配下に置くのではなく、平和裏にそれぞれの国家が一人でも多く「市民」が欲しいと考えます。納税し、兵役に就くなどして国家に貢献する市民は貴重な存在です。ただし、地続きのヨーロッパでは、それぞれの国を陸路で自由に移動することが可能です。そうなってくると「もしあなたが私の国の国民になつてくれたら、これだけの権利を差し上げましょう。その代わりにこれだけの義務は守つてね」という形で、国民と国家との間で契約を締結します。そのときに交わされる契約書が「憲法」の正体です。

このように考えますと、契約を結んで人々の権利を保障する代わりに、国民として皆さんに登録していただく以上、憲法を守るのは国の側であり、私たち国民ではありません。そして、その憲法は、顔の見えない国民という存在ではなく、個々の人格を持った皆さんお一人おひとりと国の間で締結された契約書であると見なすべきでしょう。

契約書としての日本国憲法

さて、「憲法を全文読んだことがありますか」という問いに対する皆さんの回答として、「憲法が複雑でよくわからない



章の一つだと私は思います。

第九七条が示しているのは、この憲法に書いてある人権は、人類が長年にわたってようやくの思いでたどり着いた真理であるという事です。戦後にアメリカから押しつけられたというようなものではなく、もともと長い人類全体の歴史を経て認められたものということが書かれています。例えば差別禁止について記された第一四条の規定は次のとおりです。

第一四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

実際、私たちの国では第二次世界大戦が終わるまで、女性だという理由だけで参政権がありませんでした。現代の日本で「女性には選挙権がなくて当たり前だ」と考えている

方はいないと思います。なぜなら性別を問わずに権利が与えられることは、長年の人類の歴史の中でたどり着いた事実であり、真理だからです。

しかし、この当たり前のことが当たり前と言えないようにならざるまでに、世界で多くの血が流されてきました。差別されていたのは女性だけではなく、昭和初期まで日本では人身売買があり、ほんの一五〇年前の江戸時代では身分差別もありました。いえ、現在も多くの差別は温存されています。

私たちは、性別にしろ、性的指向にしろ、または国籍にしろ、何一つ自分で選んで生まれることはできません。誰一人自分の責任によらないことで差別されてはならないのです。この憲法に書かれている人権は、人類が当たり前のことを当たり前のようになつた積み重ねの成果が書いてあります。そんなこれまでの人

類の成果である人権規定が書かれているから、憲法は大切なのだと第九七条は述べているのです。

その上で、次世代への責任についても第九七条は言及しています。これまでの人類がようやくの思いで手に入れた権利について、今と同じか、もつとよい状態にしてこれから生まれてくる私たちの子孫に対して残していけるよう、私たちは信頼され託されています。私たちは憲法を通し、これまでの人類の歴史を担うとともに、次世代への架け橋になるのです。

メディアでは日本国憲法に書かれているこうした人権について、「押しつけ憲法」という評価を下す主張が散見されます。アメリカを経由して日本に入ってきたものであることは事実ですが、人類の歴史の規模で考えると、人類の努力の成果がアメリカを経由して入ってきたにすぎません。残念なこ

とに、自民党の草案では第九七条が全て削除されていることも皆さんにはぜひ知っておいていただければと思います。

人権の普遍性

どうしてタイの山岳民族の研究をしている私のような者が皆さんに憲法の講演を行うのか。その意味も今なら皆さんはおわかりになるのではないのでしょうか。

日本国憲法に書いてある人権というのは、人類の多年にわたる努力の成果です。それは憲法前文に書いてあるように、日本人だけが享受するものではありません。どの国の人の人権も簡単に奪われてはいけません。

少しかだけ私の研究テーマの背景を説明させていただきます。かつて、日本はバブル経済の時代に、多くの日本人が山岳民族の未成年者を買春の対象として、タイ北部を訪れてい

ました。日本では禁止されていた幼児買春を、日本人とルーツが同じで、風貌が似ている山岳民族の子どもたちに対して一部の日本人が行っていました。その結果、多くの子どもたちがHIVに感染し、命を落としました。

国境を越えてしまえば、日本における人権は通用しないのでしょうか。いえ、そうではありません。少なくとも日本国憲法に書かれている人権が「人類の多年にわたる努力の成果」である以上、世界のどこにいても人権について考えることは、日本国憲法を考えることにつながります。むしろタイの山中で、人権とは何か、人権はどういう権利を持っているかというのを考えたほうが、このいびつな日本社会に対して適切に提言することができるかもしれません。

これまで、学生たちからごく素朴な疑問として、「どうし

て差別はいけないのでしょうか」といった質問を受けたことがあります。例えばこうした問いに、法学者や政治家が法律論で「憲法に差別禁止の規定があるから…」と答えるようであれば、その方の人間性が疑われるのではないのでしょうか。人を差別してはいけないのは、「人間の誰もが他の誰かをその人の変えることのできない特性をもって差別してはいけないから」であり、それ以上の理由はありません。《自然法》といいますが、誰もが生まれながら有している権利であつて憲法や法の問題ではないのです。差別を禁止する規定が書かれている第一四条を読んで「そうか差別はいけないのか！さすが日本国憲法には良いことが書いてある。初めて知った！」という方がこの会場の中にいらっしゃるのでしょうか。

実は、憲法に差別の禁止が書いてあることは、本来ならば

とても恥ずかしいことなので
す。「差別をしてはいけない」
というこんな当たり前のことす
ら守れない状態を国が放置し
ているから、わざわざ憲法に差
別禁止を書かなくてはならな
いのです。そして私たちは、第
九七条に書いてあるとおり、人
類の多年にわたる努力の成果
であるこの憲法規定を簡単に
変えてはならず、次の世代に
受け継がなくてはなりません。

ですから、改憲については、硬
性憲法であり、法律を変える
ときよりも厳しい手続きに
なっています。
非常に残念なことに、衆議
院だけでなく、参議院でも三
分の二が改憲派となってしまう
ました。いつでも憲法改正の発
議ができる状態です。改憲に
はもちろん国民投票にかかり
ますので、私たち一人ひとりが
それに対して意思表示をする
機会は残っていますが、私たち
は時の政府が改変しないよう

に憲法に書かれた人権を守ら
せる意識が大切です。

立憲主義と憲法前文

これまでお話ししたような
憲法の仕組みを集約した考え
方を立憲主義といいます。私
たち国民は、憲法を使って国
家に対して制限を加えます。
日本政府は私たちとこういう
約束をしたから守ってください
い、と国に対して命令します。
それに対して政府は、国民の
皆さんとの約束である憲法を
守るために法律を制定させて
ください、という形で法律を制
定します。

例えば〈社会権〉として知
られる第二五条を例として説
明しましょう。

第二五条 すべて国民は、
健康で文化的な最低限度の
生活を営む権利を有する。

第二五条は、GHQによる
マッカーサー草案にはないもの

第二三条 すべて国民は、個
人として尊重される。生命、
自由及び幸福追求に対する
国民の権利については、公
共の福祉に反しない限り、
立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする。

この条文を読んで、不思議
に思いませんか。なぜ「幸福権」
でなく、「幸福追求の権利」な
のでしょうか。手取り早く国は
「幸福」を与えてくれれば良い
のと思いませんか。

しかしそれではだめで、絶
対に幸福「追求権」でなけれ
ばいけません。それは、私たち
一人ひとりの幸福の形が違うか
らです。国が一方的に国民一人
ひとりの幸福を規定してしま
うことがどれだけ多くの国民
を不幸にしたか私たちは戦中
の経験を通して知っています。

「おめでとうございます」とい
う言葉とともに召集令状（赤
紙）を受け取った方々が、個々

でした。当時の帝国議会のメン
バーが起草した条文です。国
民と約束した第二五条を守る
ために、例えば様々な施設を
作り、補助制度を創設します。
しかし健康で文化的な生活を
送るためには、例えば自動車
が制限速度のないままビュン
ビュン走ってかまわないとい
ことになり、私たちが
健康で文化的な生活を送れま
せんので、道路交通法を制定
します。また日常生活を送る
ために必要なりテラシーを全
国民に与えるために、学校教
育法を制定し、小中学校の義
務教育を国民に提供します。

このように国民は憲法で国に
約束させ、憲法の範囲内で国
家は法律をつくる。このサイク
ルを立憲主義といいます。
こうした立憲主義の思想を
端的にまとめてあるのが憲法
前文です。私たち国民の一人ひ
とりと締結した契約がコンパ
クトにまとめてあります。でき

人の幸福を捨て、国の考える
単一の「幸福」のために「喜ん
で」命を失うことになりました。
ハンセン病の方への隔離政
策などもその一端でしょう。し
かし私たち一人ひとりは、それ
ぞれの幸福の形があり、国家
に統一された幸福を押しつけら
れたくはありません。だから
幸福権ではなく幸福追求権で
ないとだめなのです。

この幸福追求権のモデルと
なったのは、アメリカ合衆国憲
法修正第九条です。

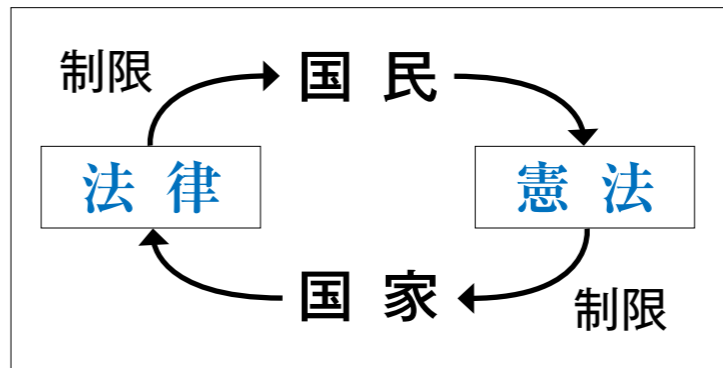
●アメリカ合衆国憲法修正第 九条

この憲法の中に特定の権利
を列挙したことをもって、
国民の保有する他の権利を
否定しまたは軽視したもの
と解釈してはならない。

憲法に書いてある権利は、
あくまでも例示であり、書い
ていない権利についても私た
ちは主張できるという規定で

ればこの前文を、誰かの解釈
に委ねるのではなく、ご自身が
この国とどのように契約を結
んでいるのか再度確認しなが
ら、言葉を補いながら読み返
していただければと思います。
例えば前文には、「われらは
平和を維持し、専制と隷従、
圧迫と偏狭を地上から永遠に
除去しよう」と努めている国際
社会において、名誉ある地位

立憲主義概念図



す。憲法には全てを網羅的に
書くことはできませんが、守
られなければならないことは
世の中にたくさんあります。
憲法に書いてあることだけを
認めているというわけではな
いというのが、この修正第九
条の前身です。

このアメリカ合衆国憲法修
正第九条をうけGHQによる
マッカーサー草案の第二二条が
作られ、さらに当時の帝国議
会の衆議院と貴族院で修正・
議決を経たものが第二三条にな
りました。現行の日本国憲法
が誇れることの一つは、個々人
の望む方向に幸福を主張でき
る点にあります。

また、第二三条は、憲法の時
代的变化にも対応できるように
憲法の言葉を解して、新しい
権利を認める根拠ともなってい
ます。この第二三条の役割につ
いて、憲法学者の樋口陽一先生
は、『憲法』という著書の中で、
「どうして憲法二三条が入って

幸福追求権

本日の最後に皆さんに〈幸
福追求権〉について規定されて
いる第二三条についてお話しさ
せていただきます。

いるかという点、二つの意味がある。一つは、一二条を根拠に人権が補完されるといふこと。そして二つ目に、新しい人権が認められるという、この効果が一二条には含まれている。「他の列挙された諸権利の意味を補完するものとして、言わば他の権利状況に特別法に対する一般法の関係に立つ」と説明しています。

例えば、第二次世界大戦後の日本は、日本中が焼け野原になりました。当時の日本には環境権という発想はありませんでした。また、今日のようインターネットもありませんので、プライバシー権もなく、また医療に関するインフォームドコンセントなどの自己決定権もありませんでした。このような状況を踏まえ、改

憲論者の方々は、「だから新しい権利を憲法に書く必要があるから改憲が必要だ」と主張します。いいえ、まったく間違

えています。実は時代の変化に応じ、新しい人権が認める必要性が出てきたときに、一二条の幸福追求権を基盤として、新しい人権を認められるように憲法制定時に設計されているのです。

なるほど、現行憲法には、環境権の言葉はありません。しかし一二条に幸福追求権が書いてあります。幸せを追求するためには、汚れていない水を飲み、汚れていない空気を吸う権利がある、と新しい人権を認める根拠になるのです。

誤解を招かないように申し上げますと、私自身は憲法の語句を一言一句変えてはならない、という立場に立つものではない、ありません。大学までの無償化、同性婚の認可などについても憲法のレベルで記載しても良い「かもしれない」という立場に立ちます。ですが、一二条を利用して、現行の憲

法でもこれらのことは実現可能なのです。現行の憲法においても改憲なしに十分実行できる事柄について、改憲なしに実現不可能であると偽り改憲を扇動することは、研究者として、いえ第九七条に示された信託された現在の日本国民の一人としてできないのです。

憲法を護るといふこと

この条文もあまり知られていませんが、幸福追求権の一二条を支える一二条があります。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

つまり私たち国民は、〈不断

の努力〉、国民の絶えることのない努力によつて、日本国憲法を保持しなければなりません。私たちは第三十二条に規定されているとおり幸福を追求する権利を持っています。これは国との約束で、私たちは国に「私の幸福を追求させてください」と命令することができます。そのためには一二条にあるとおり不断の努力が必要なのです。これは国民の第四の義務といえるかもしれません。憲法が制定されてから七〇年以上の月日が経ちながらも、日本では残念ながら憲法で約束されたことがまだ実現されていません。差別禁止の第十四条がある一方で、女性差別は未だに根強く残っています。ほんの数年前には大学の医学部で、女性であるという理由だけで合格基準が厳しくなった事例も発覚しました。また、ウイシユマさんの事件は、典型的な外国人差別として記憶されてい

樋口陽一氏による憲法13条の解説

【包括的権利条項としての憲法13条解釈】

憲法の権利保障規定は、その憲法が制定された時代を反映して、それぞれの権利を列挙している。必ずしも憲法改正や新憲法の制定によるまでもなく、憲法解釈を通して、新しい権利が憲法上の存在と目されるようになることは、少なくない。アメリカ合衆国憲法修正9条は、「この憲法に一定の権利を列挙したことをもって、人民の保有する他の諸権利を否定または軽視したものと解釈してはならない」と定めている。憲法13条後段による「生命、自由及び幸福追求の権利」への言及が、そのような文脈で問題とされる。この権利は、まず、他の列挙された諸権利の意味を補完するものとして、いわば、他の権利条項=特別法に対する一般法の関係に立つ¹と見ることができる。特に、自由権に属する諸権利との関係でそうであり（社会権については25条も同様な意味を持つことが考えられる）、例えば、職業選択の自由について、経済的自由としての側面だけでなく、13条と関連づけることによって、人格の自律という要素を読みとることができるだろう。

つぎに、新しい権利類型をひき出すための手がかりとして、幸福追求権が援用される。古典的な自由権に加えて社会権が登場し、自由権自体についても、国家からの自由だけでなく私人間の自由、妨害排除だけでなく国家による積極的措置などの側面が問題とされるようになる、という展開の延長線上にあって、今日的課題への対応の中から要求される新しい諸権利（人によっては自由権、社会権につぐ「第三世代の人権」と呼ぶもの）を憲法上根拠づけることは、重要な意味を持っている。しかしその反面、「人権のインフレ化」による価値下落現象がおこる危険性、裁判官の主観的な判断の余地を過大にするおそれ、などの問題点をも考慮に入れなければならない²。国家からの自由として新しい権利類型を承認するという場合には、そのことによって公権力への制約が強まる効果を生ずるだけであるが、他の私人への強制的要素を含む権利が創出される際には、特に慎重な考慮が必要となる。

樋口陽一（2021）『憲法 第四版』勁草書房

1：他の条文で規定されている人権については、それらの条文によって保障されるという立場を保ちつつ、個別の人権が妥当しない場合に限り13条が適用される（補完的保障説）。
2：新しい人権の概念を時代にに応じて生み出すという発想は、「時の裁判官が状況に応じて生み出すこと」にも繋がりがねないため、慎重に対応すべき必要がある。モンテスキューは裁判官の役割を「法を語る口」に限定するという立場を取った。

るのではないのでしょうか。そして、その一方で、東京オリンピックの関係者が優遇されていることも発覚しました。私たちに

は不断の努力でまずは「国民との契約である憲法を守れ」と国に主張することが大切なのです。

本日は「幸せをかなえるツールとしての憲法」というテーマでお話ししてきましたが、それは絶えることのない私たちの努力とワンセットでなければかなえられません。それは、この国の一人ひとりがこの国とどういう契約を結んでいるか常に考えて、問い直す行為です。

「幸せをかなえる」ことは国民一人ひとりに与えられた権利です。「私が日本とどういう契約を結ぶかは、私が決める」と、皆さんの思う幸せを追求するための道具が憲法なのです。そして、支持政党のリーダーよりも、メディアに登場する有名人よりも、「私のほうが私と国

との契約は饒舌に語れる」ようにならなければならない。一人ひとりが結んでいる契約が違ふのですから。

冒頭に申し上げましたが、私たちは憲法を守る必要はありません。憲法を「守る」のは国です。ですが、私たちは「護る（まもる）」ことが必要です。「護る」は大切にするという意味です。

私たちは、国に対して一条一条をちゃんと「守らせ」、その上で私たちはこの契約書を大切に護ることが必要です。もう一度、皆さんが国と結んでいる契約を見つめ直し、それぞれの幸福を求めていただくことが「護憲」につながるはずですよ。

※この文章は、五月三日に開催された富山県地方自治研究会センター研究会の内容を文字起こしし、読者の理解が深まるよう加筆・再構成したものです。

おやべ型1%まちづくり事業について

小矢部市定住支援課

1 市の概要

小矢部市は富山県の西端に位置し、高岡市、砺波市、南砺市、石川県金沢市及び津幡町と接しています。

市の西北部は標高346mの稲葉山をはじめとする丘陵地帯で、東南部は砺波平野の一角を占める水稲単作の穀倉地帯です。小矢部市における最大河川の小矢部川は、南から北北東に向かって市域を貫流しています。

人口は2023年4月時点で28,400人余りであり、市内には世界中の有名な城や

宮殿などをモチーフにした公共施設（小中学校や公民館）、通称メルヘン建築が30カ所以上あることから、「メルヘンの街」と呼ばれています。

2 事業創設の経緯

おやべ型1%まちづくり事業は、2006年に個人市民税の1%を市民に還元する仕組みとして、市民活動を支援するための助成制度を創設できなかったという事で、検討を開始しました。

当時の先進地の事例を参考に、市民が主体となるまちづくり会議で補助金交付要綱案

を策定するなど、その制度づくりから市民と一体となって取り組み、事業の審査や検証もその会議で実施する制度としました。

2008年4月に、市民と行政との協働のまちづくりを推進する「おやべ型1%まちづくり会議（現・おやべ型協働のまちづくり会議）」を設置し、同年9月には会議からの提言を受け、「おやべ型1%まちづくり事業補助金交付要綱」を制定し、2009年度から事業を開始しました。

事業開始以降は市民の要望を受け止め、より利用しやすい

い事業となるようにおやべ型協働のまちづくり会議において、事業募集期間や補助対象経費等の見直しを検討しながら実施しています。

また、毎年、先進的な取り組みや模範的な事業を優良事例として表彰し、他の団体に向けて発表いただくことで、団体どうしの情報共有を行い、活性化を促しています。

3 事業の概要

補助対象となる事業は、「公共性及び市民の労力提供があり、かつ、他の補助金等の交付を受けていない事業」です。

花の植栽事業、地域活性化イベント、道路・公園の除草事業、子どもの見守り事業、福祉施設等の慰問事業、青少年を対象とした講演会・イベント、タブレット講座開催事業など多岐にわたります。

補助金額は、補助対象経費の全額（上限あり）となっており、自主財源を持たない団体でも事業に取り組むことができます。

補助対象経費は、「報償費（講師謝礼など）」、「旅費（講師の旅費）」、「消耗品費」、「燃料費」、「印刷製本費」、「通信費（郵便料など）」、「保険料」、「使用料及び賃借料」、「原材料費」、「修繕費」及び「手数料」となっており、賃金などの人件費等を除く幅広い項目が補助対象となります。

4 事業実績

●表1のとおり

表1 事業実績

実施年度	事業件数	合計補助金額(千円)	合計延べ参加者数(人)
2009	57	12,953	13,852
2010	75	12,218	16,167
2011	71	11,651	32,045
2012	69	10,319	31,073
2013	74	11,421	32,745
2014	76	12,626	36,558
2015	80	11,368	37,988
2016	76	9,980	37,446
2017	83	11,527	38,058
2018	76	10,858	35,403
2019	82	12,596	40,528
2020	67	8,154	17,317
2021	62	8,499	22,061
2022	59	6,773	24,062
2023	63	7,004	30,866
合計	1,070	157,947	446,169

※実績値（2023年度のみ計画値）

5 具体的な事業の例（優良事例）について

(1)事業名：縄文ワンダーランド事業

団体名：桜町石斧の会

【内容等】

縄文時代の遺跡である桜町遺跡とその出土品の展示等を目的とした桜町JOMONパークと団体自らが整備した縄文ワンダーランドを中心に、以下の目的で1999年から活動



縄文ワンダーランド

を開始され、2012年からこの事業を活用しています。

1. 体験学習を通じて桜町遺跡の歴史やロマンを次世代の子どもたちに継承すること。
2. 全国の遺跡と視察、イベントへの参加を通じて交流を図ること。
3. 自主企画の事業により全国に情報発信し、桜町遺跡と小矢部市のPRに務めること。
4. 遺跡を通じた1〜3の活動により、郷土愛をはぐくみ、元気なまちづくりと地域の



火起こし体験



県境の車道整備



古道整備



階段整備

民の方々には懐かしさから喜ばれ、自宅にある貴重な写真の発掘にもつながっています。

(3)事業名:
古道・城跡等史跡の保全活動
団体名: 北蟹谷史跡愛護会

【内容等】
 北蟹谷史跡愛護会は小矢部市の南側に位置する北蟹谷地区の遺跡・史跡・文化財等について、より望ましい姿での保全

を図ることを目的として、2016年から活動されており、2019年からの事業を活用されています。

具体的な事業内容としては、以下のとおりです。

1. 地区内外の史跡等の調査・研究・見学
2. 地区内の史跡等のよりよい保全のための活動
3. 史跡等の説明会、学習会等

の開催及び講師派遣

4. 市及び他地区の関連団体との連携

各種史跡及びそこに至るまでの道について、草刈や灌木伐採、案内表示の設置、眺望改善等のハード整備から、講座や見学会に至るまで団体で実施されており、地域の史跡発掘と、新たな景勝地の整備につながっています。

6 今後について

事業開始から10年以上が経過し、市内では広く「おやべ型1%まちづくり事業」の名前が認知されました。今後は新しい事業への取り組みや、若年層を中心とする団体等に対して活動を促して、市が抱える課題解決にもつながればと考えています。

意欲さえあれば自主財源がなくても取り組むことができ、この事業を活用し、行政と市民が共に歩む、共創の街になればとの思いで、今後も事業運営に取り組んでいきたいと思えます。



小矢部市公式ホームページ
 おやべ型1%まちづくり事業
 紹介サイト



土器パズル体験



弓矢体験

【内容等】
 おやべ生涯学習友の会は小矢部市の生涯学習講座の中で昔の写真(特に昭和)の収集・編集を行い、冊子及び電子媒体に保存することで、小矢部市の発展と

(2)事業名:
昭和(史)資料の編集・保存・活用事業
団体名: おやべ生涯学習友の会



成果冊子抜粋



パネル展示

活性化につなげること。具体的な事業内容としては、桜町JOMONパークに隣接する縄文ワンダーランドにおいて、園内散策、甲虫幼虫プレゼント、チェンソーアート実演、甲虫相撲大会、出土物のY字材のレプリカを引っぱるレース等の様々なイベントを開催しており、子どもたちを中心とした多くの方が参加し、楽しみながら縄文文化への理解が深まっています。

活性化に貢献することを目的として、2017年から活動され、この事業を活用されています。

具体的な事業内容としては、以下のとおりです。

1. 市内全域から懐かしい写真の提供を受け、公開・保存するものを選定すること。
2. 選定したものを編集し、保存用の資料を作成すること。
3. 保存資料を冊子化及び電子記録媒体(CD・DVD・BD)化すること。

4. 冊子や電子記録を市民に紹介し、講座の普及と啓発に務めること。
5. 会員の親睦と技術向上のため研修会を開催すること。
6. 市内の高齢者施設等を訪問し、活動の説明をすることで脳の活性化・心身の癒し・会の発展に寄与すること。

成果冊子は2022年度末の時点で6冊を数え、会員はもちろんのこと、昔を知る市



部会紹介

しあわせ追求部会



自治研センター
しあわせ追求部会
副部長

吉井 千周さん

しあわせ追求部会の副部長を拝命しました吉井です。昨年10月に富山大学に日本国憲法の教員として赴任しました。それまでは宮崎県にある都城工業高等専門学校にて法学の教員をしており、また宮崎県地方自治問題研究所にて客員研究員として活動しておりました。宮崎で地方自治をめぐる諸問題に向かう中で、宮崎同様に富山でも引き続き地方自治研究所での活動に関わりたくと願っていたところ、このようなご縁をいただいで大変感謝いたしております。

当部会では、二ヶ月に一回、

第一木曜日の午後には会合を持つており、公害問題や富山県の政策などについて勉強会を重ねています。これまで憲法、公害、ウェルビーイングなどを題材に日々の部会活動を行ってきました。参加者も多彩で、多くの気づきを互いに得ることが出来るアットホームな集まりです。私自身もまた、この部会を通して富山をめぐる多くのことについて考えるようになりました。豊かな自然ももちろんですが、富山の市民活動の豊かさも肌で感じられるようになりました。

当部会は、他の部会に類を

見ないユニークな「しあわせ」という極めて漠然としたテーマを扱っています。この部会の奥深さは、まさしくこの「漠然とした」点にあり、だからこそ希少な活動であると思えます。

このことは決して私の独善ではありません。私の研究分野でいえば、日本国憲法第13条に記されている「幸福追求権」などは言葉通り国民が「しあわせ」を求める権利を認めるものです。そして、幸福追求権は単に「幸福権」ではなく「追求」がついているところに大きな意味があります。個々人の



持つ「しあわせ」の形はそれぞれであり、それぞれの「しあわせ」に向かって私たちは行動することが出来ます。何よ

りも一方的に誰かの定めた「しあわせ」を与えられるだけではなく、「しあわせ」を追求する行為を通してでなければ私たちは生きるよるこびを得られないでしょう。私たちは誰もが自分の「しあわせ」を他人に委ねることなく、それぞれの生き方に基づき追求することが出来るのです。

富山に来てから、イタイイタイ病の記録を読むようになりました。過去の記録には多くの被害者が、国策に翻弄され、筆舌に尽くしがたい苦しみがあったことががえまます。しかし、富山にはそうした被害者の方々の声を風化させてはならないと、声を上げて今でも活動を続けている方々の存在があります。こうした活動以外にも、富山にはジェンダー問題、農村開発など多くの問題に向かい合おうとする方々がいらつしやいます。それぞれの生活を守ろうとする

人々のささやかな「しあわせ追求」の行動の根幹には、利己性とは真逆の人間としての生きる美しさを兼ね備えた活動があるのだと日々感じています。参加者の皆さんの声を聞き、それぞれが直面する「しあわせ」を追求している姿をサポートする、この勉強会を通して私自身がいつも多くのことを学んでいます。

もし「しあわせ」について真剣に語る機会を皆さんと共有できるのであれば、こんなに嬉しいことはありません。そしてこれまで、この部会を維持するために活動を続けてこられた部会員の皆さんや部会長のこれまでの活動に敬服します。この富山だからこそ「しあわせ追求」について考えることができた奇跡に深く感謝しています。もしお時間がありましたら、どうか皆さんも人間の存在の根本を問うこの部会に積極的にご参加いただければ幸いです。

部会紹介

再生可能エネルギープロジェクト 委員会の活動の報告と紹介

1 太陽光発電の調査・研究

自治研センターは、2016年10月に「富山県での市民発電を考えるプロジェクト委員会」を設置し、市民による太陽光発電の調査・研究を開始しました。

プロジェクトで調査・研究を進めるとともに、2017年4月にはプロジェクトのメンバーが中心となり、市民団体である「とやま市民エネルギー協議会」を設立し、その事業会社として「とやま市民エネルギー株式会社」が設立されました。

協議会・事業会社は、小矢部市内に2017年11月、2018年5月、2021年3月に3つの太陽光市民発電所（発電能力は合計500kW）を建設しました。

3つの市民発電所の発電量は年間75万kWhとなり、250世帯の年間電気使用量に相当します。二酸化炭素の削減量では年間406トンとなります。

2 小水力発電の調査・研究

富山県の単位面積当たり包蔵水力は、圧倒的に全国一で

す。この豊富な水力を市民の手で有効に活用できるようにしたいということで、2018年2月に、「市民発電プロジェクト委員会」を「再生可能エネルギープロジェクト委員会」に改組して小水力発電を実現するため調査・研究を進めることとしました。

富山国際大学の土坂教授を招いて研究を重ねるとともに、富山県内の7か所の小水力発電所を訪ね、現場調査を実施しました。

2018年7月から9月にかけて、メンバーは県東部の6河川とその支流について上流部

の適地調査を繰り返し、候補地として3か所を選定。土坂教授に専門的な立場からの現場調査と河川の降水量等の諸データからの検討を進めていただき、委員会による現場調査を重ね、候補地を1か所、2級河川片貝川水系の布施川支流の田初川としました。

2019年6月には、河川の管理者である富山県の了解を得て水位計を設置し、流量の調査をはじめました。

2019年12月のプロジェクトでは、土坂教授より「黒部市田初川における小水力発電の進め方について」の報告を受

け討論を進めました。県が田初川に設置した砂防堰堤に発電用の取水設備を設置する発電所計画です。

こうした中で、富山県内では多くの市民が参加している事業団体より共同事業としての打診があり、共同の現場調査や協議を進めました。

当該事業団体としては、社会的責任を果たすため二酸化炭素削減に取り組んでおり、ぜひ当該団体を中心となって建設したいとの申し入れがありました。プロジェクトとしては、市民による再生可能エネルギーの創造と二酸化炭素削減という目的は同じであることから、当該団体に引き継ぐこととしました。

3 テーマを再生可能エネルギー、環境、脱炭素に広げて

2022年4月のプロジェクトでは、小水力発電を中心とした調査・研究を振り返り、今後の進め方を協議しました。

その結果、今後は太陽光発電、小水力発電とともに、再生可能エネルギー全般、環境、脱炭素などにもテーマを広げて活動を進めることとなりました。

当面の研究テーマとして、デ

ンマークなどの再エネ先進国の事例研究、再エネ導入の世界と日本の現状、再エネのコスト、日本における再エネのポテンシャル、日本の洋上風力発電の現状、地熱発電の現状と可能性、小水力発電推進に向けた研究、再エネ推進に向けた市民の役割などについて調査・研究を進めることとなりました。

これを受け、2022年7月には「再エネ導入の世界と日本の現状」、9月には「再エネ先進国デンマークの現状」、11月には「ウクライナ危機と経済、エネルギー政策」、今年1月には「日本の洋上風力発電の現状と課題」、3月には「再エネ推進に向けた市民の活動」のテーマで報告が行われ質疑・討論が行われました。

引き続き、再エネのコスト、再エネ先進国の事例

研究、日本における再エネのポテンシャル、地熱発電の現状と可能性、再エネ推進に向けた市民の役割などについて調査・研究を進めるとともに、県内の太陽光発電所、小水力発電所、風力発電所の現場訪問・調査を行うこととしています。



県内農産物直売所調査の 報告会を開催

自治研センター 農林部会

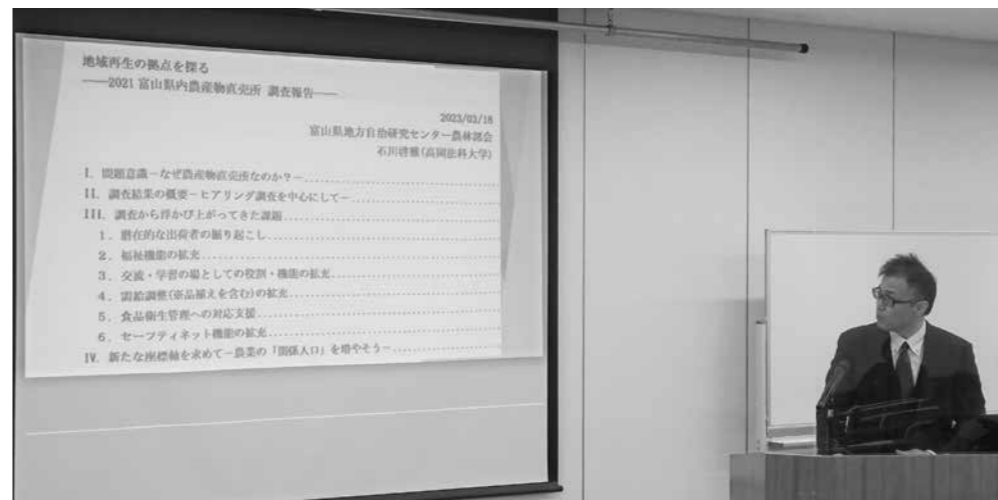
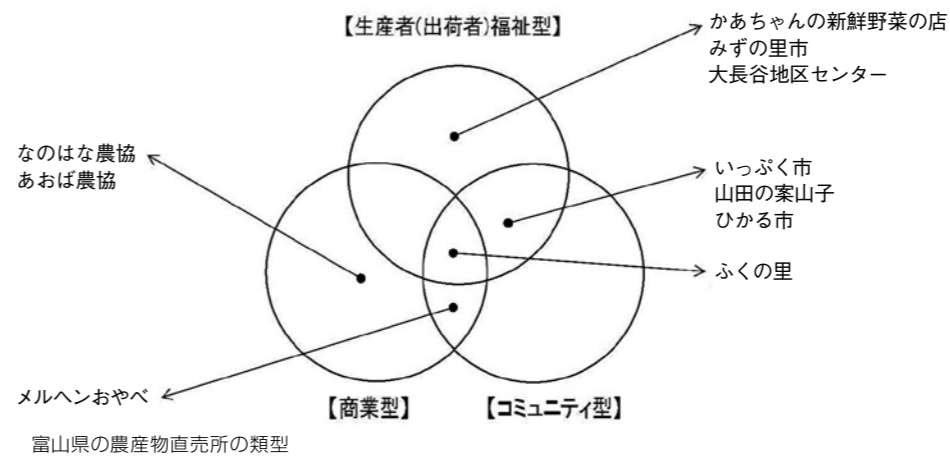
2023年3月18日、自治
労とやま会館において、20
21富山県内農産物直売所の
調査報告会を開催しました。

これは当センターの農林部
会が2021年4月から2年
の時間を費やして県内の農産
物直売所のほぼ全所を対象
にアンケート調査を実施し、
その分析に基づいて典型的な
タイプを抽出して聞き取り調
査を行った結果を報告したも
のです。

当日は最初に、農林部会の
メンバーである高岡法科大学の
石川啓雅教授（当時）が「地
域再生の拠点を探る『2021

富山県内農産物直売
所調査報告」と題

して本調査の報告を
行いました。調査を
行った動機は、農産
物直売所が農村活性
化や地域再生のため
の拠点となるのでは
ないかということや、
農産物直売所の類型
は、①商業型、②コ
ミュニティ型、③生産
者（出荷者）福祉型
があり、もちろん、
いくつかの類型にま
たがる場合もあると
のことでした。また、



現状を改善するために必要な
ことは、①潜在的な出荷者の
掘り起こし、②福祉機能の拡
充、③交流・学習の場として
の役割・機能の拡充、④品揃
えを含む需給調整の拡充
⑤食品衛生管理への対応支援
⑥セーフティネット機能の拡充
であると訴えました。

そして、まとめとして、農
業には「専従者以外の人間」
も必要であり、農業の「関係
人口」を維持あるいは増やして、
相互に支える関係をつくらな
くてはならないとしました。

続いて、パネルディスカッ
ションが行われました。パネリ
ストには、NPO法人山田の案
山子から若林秀美さん（富山
市山田地区）、みずの里市から
館紀子さん（富山市水橋地区）、
農業者として義浦英昭さん（小
矢部市）を迎え、コーディネー
ターを石川教授が務め、会場
の方も交えて活発に行われま
した。地域と一体となって取り

組んでいることや、地域の大型
店が撤退し空き店舗が増えて
いる中で地域のにぎわいを取り
戻すために直売所を始めたこ
と、地域の交流の場になってい
ること、直売所に来ることを楽
しみにしている方が多くいるこ
と、その一方で、直売所への出
荷者が減少していることや品
揃えに苦心していること、農地
の基盤整備がされ一枚の田んぼ
が大きくなり野菜を作るのに
適した畑が減少していること、
食品衛生法が改正され加工品
の出荷が困難になっていること
などの悩みも出されました。

本調査の報告書は、全文版
とダイジェスト版が当センター
のホームページからダウンロー
ドできます（左記URL参照）。
ぜひご利用ください。



全文版

<http://bit.ly/3C91ZuA>



ダイジェスト版

<http://bit.ly/42z6kSB>